○大和村有料広告掲載に関する取扱要綱

|  |
| --- |
| (平成18年12月19日要綱第10号) |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | 改正 | 平成29年8月1日要綱第6号 | 平成30年3月22日要綱第2号 | | 令和4年10月3日要綱第9号 |  | |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　この要綱は，企業等の活性化及び村の財政収入の確保を図るため，村が発行する「広報やまと」及び「大和村ホームページ」への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広報掲載の基準)

第2条　広告の掲載については，行政広報の公共性及び品位を損なうおそれのないもので，次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1)　公序良俗に反するおそれのあるもの。

(2)　政治的活動又は宗教的活動に関するもの。

(3)　特定の意見主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とするもの。

(4)　児童及び青少年の健全育成に反するおそれがあるもの。

(5)　税又は村の徴収している使用料に滞納がある者の広告。

(6)　消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの。

(7)　第三者の著作権，財産権，プライバシー等を侵害するおそれのあるもの。

(8)　その他，村長が適当でないと認めたもの。

(広告掲載の優先順位)

第3条　掲載する広告の順位を決定する場合は，原則として申し込みの順位とするが，期日及び期間を限定するものについては先に申し込みのあったものと調整できるものとする。

2　広告掲載希望者が規定する枠数を超えたときは，以下の優先順位に従い，掲載広告を決定する。同順位のものの中では，掲載希望月数の多いものを優先することができる。

(1)　国，地方公共団体，公益法人及びこれらに類するもの。

(2)　公共的性格のある企業で，村内に事業所等を有するもの。

(3)　前２号に挙げるもののほか，企業及び個人事業主で，村内に事業所等を有するもの。

(4)　その他広告掲載をすることが適当であると村長が認めるもの。

(掲載の位置)

第4条　広告を掲載する位置は企画観光課長が決定するものとする。

2　バナー広告は，広告主の希望に応じ，総合トップページ又は観光トップページのいずれかに掲載することができる。ただし，掲載する位置は企画観光課長が決定するものとする。

(広告の募集)

第5条　広告の募集は，広報やまと及び大和村ホームページにより行うものとする。

(掲載申し込み方法)

第6条　広告主が広告掲載の申し込みをするときは，次によるものとする。

(1)　広報誌に広告を掲載希望する場合，広報やまとは年6回発行するが，掲載希望者は広報誌発行日の1ヶ月前までに，大和村有料広告掲載申込書(別記様式1)，広告原稿及び電子データを企画観光課に提出しなければならない。

(2)　ホームページに広告を掲載希望する場合，広告はバナー広告とし，掲載希望開始日の1ヶ月前までに，大和村ホームページ有料広告掲載申込書（別記様式１）及び広告原稿電子データを添えて企画観光課に提出しなければならない。

(掲載決定までの手順)

第7条　広告主が広告掲載の申し込みがあったときは，速やかにこの要綱に基づき企画観光課内にて審査し，広告主に対して広告決定通知書(別記様式2)又は広告不掲載通知書(別記様式3)を送付するものとする。広報誌の場合，掲載希望月に掲載できないときは，翌月号などで掲載するものとする。

(広告主の責任)

第8条　広告デザイン及び制作費については広告主が負担とする。

2　広告主は，広告の内容等，掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

3　広告主は，広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと，及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

4　第三者から広告に関連して損害を被った旨の申告があった場合は，広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(広告の仕様及び掲載料)

第9条　掲載する広告の仕様及び掲載料は以下の通りとする。

ホームページ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 規　格 | スペース | 掲載回数・期間 | 掲 載 料 |
| 広報誌 | カラー | 縦6㎝×横9㎝ | 1回 | 4,000円 |
|
| カラー | 縦6㎝×横18㎝ | 1回 | 7,000円 |
|
| ホームページ | ＪＰＥＧ・ＰＮＧ・ＧＩＦ（アニメーション不可）５ＫＢ以下 | 縦60ピクセル×横200ピクセル | 1ヶ月 | 5,000円 |

2　バナー広告を連続して６か月から11か月掲載する場合は，５パーセントを，連続して12か月掲載する場合は10パーセントをそれぞれ割り引くものとする。

(広告掲載料の納入)

第10条　広告主は，広告掲載の決定の日より1週間以内に，祝祭日の場合には，その翌日までに村長が発行する請求書のとおり掲載料を納入しなければならない。ただし，村長が特別な理由があると認めたときは，この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第11条　既納の広告掲載料は原則還付しない。ただし，次の各号に該当するときは，その全部又は一部還付することができる。

(1)　村の都合により広告を掲載することができなくなったとき。

(2)　村長が正当な事由であると認めたとき。

(広告掲載の取り消し)

第12条　次の場合は掲載を取り消すことができる。

(1)　指定する期日までに広告掲載料を納入しないとき。

(2)　指定する期日までに原稿を提出しないとき。

(3)　広告主又は広告内容若しくはリンク先ホームページの内容等が，各種法令に違反若しくは違反のおそれがあるとき又はこの要綱等に抵触するものであるとき。

(4)　その他広告掲載が適切でないと村長が判断したとき。

(広告の表現基準等)

第13条　文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分に取り，背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は，文字の周りを縁取るなどして，文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

2　文字やイラスト等の解像度については，適正な処理を行い，鮮明に見えるようにしなければならない。

(禁止する表現)

第14条　ホームページに掲載するバナー広告については，次に掲げる表現を禁止する。

(1)　「閉じる」，「いいえ」，「キャンセル」等のボタン又はボタンのように見えるもの。

(2)　アラートマーク等ＯＳがユーザーに対して注意喚起を促すためのイメージ又はそれに類似するもの。

(3)　ラジオボタン又はラジオボタンのように見えるもの。

(4)　テキストボックス（入力できるように見えるもの）。

(5)　プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）。

(6)　バナーの内容とリンク先の内容に関連性がないもの。

(7)　ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれのある表現や，村政を連想させる分野の表現を用いるなど，村の事業であると錯誤するおそれのあるもの。

(8)　その他村長が不適当と判断するもの。

(リンク先)

第15条　広告主は，バナー広告のリンク先を変更するときは，変更の１週間前までに企画観光課に連絡するものとする。

(免責事項)

第16条　広告主は，次に掲げる理由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し，広告の掲載停止による掲載料金の返還，損害の賠償等を村に請求しないものとする。

(1)　村のサーバー，ソフトウェア等の点検，修理，補修，改良等のための停止。

(2)　火災，地震，水害，落雷等の天災，悪意を持つ第三者によるサーバーその他村のコンピュータへの不正アクセス等に起因するサーバー，通信回線等の事故又は障害による停止。

(その他)

第17条　この要綱に定めるもののほか，広告の掲載に関して必要な事項は，村長が別に定める。

附　則

この要綱は，公布の日から施行し，平成19年5月号の広報誌から適用する。

附　則(平成29年8月1日要綱第6号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この要綱は，公布の日から施行する。

附　則(平成30年3月22日要綱第2号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この要綱は，平成30年4月1日から施行する。

附　則(令和4年10月3日要綱第9号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この要綱は，公布の日から施行する。

様式第1(第6条関係)

大和村有料広告掲載申込書

[別紙参照]

様式第2(第7条関係)

広告掲載決定通知書

[別紙参照]

様式第3(第7条関係)

広告不掲載決定通知書

[別紙参照]